

概 要 版

第3次有田川町地域福祉計画

令和4年度～令和8年度



令和4年3月
有田川町

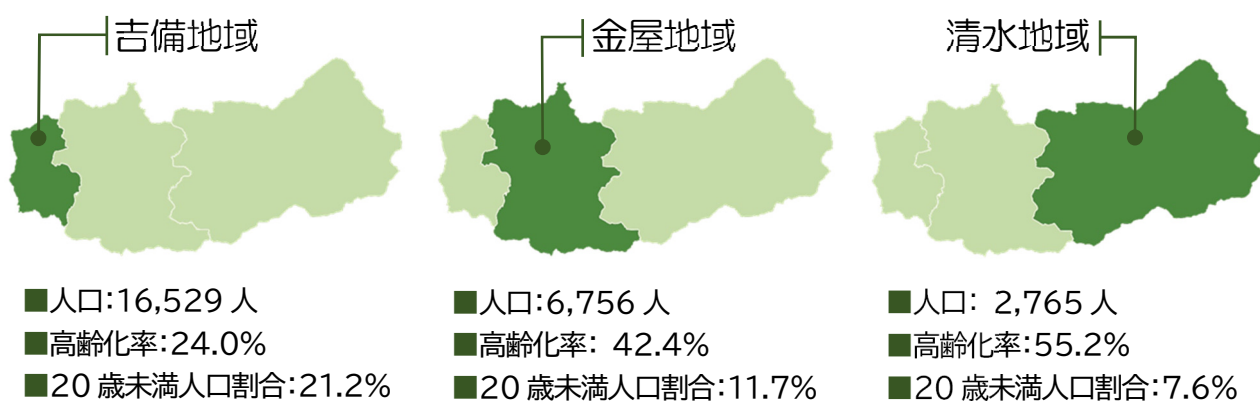
地域福祉とは…

地域福祉とは、地域に暮らす誰もが様々な課題を抱えながらも、安心して自立した生活を送ることができるように、町民や地域団体、福祉事業関係者などがお互いに連携し助けあうことで地域の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

第3次有田川町地域福祉計画の策定

有田川町では、誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせるように、住民と行政、関係団体などが連携し、地域福祉の充実に向けた総合的な取り組みを進めてきました。このたび、さらなる地域福祉の充実を図るため、前回計画などの内容をふまえ第3次有田川町地域福祉計画を策定しました。

有田川町の現状



資料：住民基本台帳（令和3年3月31日現在）

アンケート調査では、福祉に対する関心度や近所付き合いの程度なども地域ごとに異なった結果が出ています。町全体としては、人口減少や少子高齢化が進んでいますが、それぞれの地域で状況が大きく異なっているのですね。



計画の基本理念

「思いやり 心広げる やすらぎのまち 有田川」

子どもから高齢者まで、住民一人ひとりが基本理念のもとでつながり、お互いの絆を深め、福祉のみならず教育、まちづくり、産業など、あらゆる分野が横断的に連携することで、誰もが幸せを感じることができる地域社会をめざします。

目標達成のための取り組み

基本目標1 安心・安全な仕組みづくり

(1) 情報提供の充実

地域で生活する住民の福祉ニーズが適切なサービスや必要なサポートと結びつくようにするため、相談体制の充実や情報提供の充実を図ります。

【町の取り組み】

- ①きめ細かな情報の発信・共有
- ②福祉サービスの相談窓口の充実
- ③重層的な相談体制の強化

みんなの取り組み

- 普段から地域や行政の情報にアンテナを張って、制度などの理解を深めましょう。また、地域の中でそれらの情報を共有しあいましょう。

(2) 福祉サービスの適切な利用の支援

町民に対して提供するサービスの質を維持するとともに、ニーズに沿った福祉行政を運営できるように、サービスに関する情報提供など、サービスを適切に利用できる体制整備に努めます。

【町の取り組み】

- ①福祉サービスの適切な提供
- ②事業者などへの支援の充実
- ③苦情を受け止める体制の整備

みんなの取り組み

- 自分では解決が難しいことについては、まずは専門的な関係団体や行政の窓口に話をしてみましょう。

(3) 防災・交通安全・防犯の取り組み

支援を必要とする人を地域ぐるみで守っていけるよう、日ごろからの防災・防犯体制を強化し、誰もが暮らしやすいまちにするための仕組みづくりに努めます。

【町の取り組み】

- ①災害時の避難への対応
- ②地域での交通安全対策の推進
- ③地域における防犯体制の強化

みんなの取り組み

- 災害時にはすぐ避難できるよう、防災用品・避難場所・避難経路を確認しておきましょう。

(4) 要配慮者への見守り活動などの充実

子育て世帯や高齢者、障害のある人などの支援を必要とする人を把握し、適切な支援に繋いでいくことが重要であり、地域での見守りや相談体制の充実に努めます。

【町の取り組み】

- ①地域における子育て、高齢者、障害のある人などの支援
- ②民生委員・児童委員活動の充実と支援
- ③成年後見制度*など権利擁護に関する普及啓発
- ④虐待・DVに関する支援体制の構築

みんなの取り組み

- 一人暮らし高齢者や障害のある人が身近にいる場合、見守りの意識を持って接しましょう。
- 成年後見制度や権利擁護について、知識や理解を深めるために積極的に学ぶよう努めましょう。

*認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が十分でないために法律行為における意思決定が不十分または困難な場合において、その判断力を補い、保護支援する制度。

基本目標2 支えあいの広がるまちづくり

(1) あらゆる世代への地域福祉の学習と担い手の育成

住民同士がふれあいを深め、誰もが互いに助けあう関係であるという認識を共有することで、住民が自発的な行動につなげることができるまちづくりをめざします。

【町の取り組み】

- ①福祉の大切さを学ぶ（住民意識の向上）
- ②地域福祉の担い手の育成

みんなの取り組み

- 福祉教育や人権教育に関する勉強会や研修などに積極的に参加し、自ら福祉の理解に努めましょう。

(2) ボランティア、NPO 等の育成・支援などの充実

住民主体の地域活動や交流の活性化を促し、住民同士の支えあいの促進や、地域福祉に関わる団体への支援を進めます。

【町の取り組み】

- ①地域ボランティア、NPO 団体の育成・支援・連携
- ②ボランティア活動の充実
- ③地域福祉に関わる人材の確保と資質向上

みんなの取り組み

- ボランティア活動を難しいものと捉えず、「ために一度参加してみよう」という気持ちを持ちましょう。

(3) 思いやる心を育む環境づくり

生まれ持った性質で、社会における活動などが妨げられることのないように、お互いを思いやる心を育む環境の整備など、誰もがいきいきと暮らすことができる共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。

【町の取り組み】

- ①人権尊重意識の醸成
- ②福祉教育の推進

みんなの取り組み

- 地域の中でお互いを尊重し、年齢や障害の有無などの多様性を認めあいましょう。

(4) 地域福祉に携わる団体との協働

地域福祉を進める上で、福祉に携わる団体がそれぞれの持つ強みを活かし、地域課題を解決していくために、各団体との連携体制の強化を図ります。

【町の取り組み】

- ①協働による福祉のまちづくり
- ②社会福祉協議会との協働
- ③民生委員・児童委員との連携

みんなの取り組み

- 日ごろから近所付き合いを深め、お互い気軽に話しあえる関係を築きましょう。

基本目標3 自立を支える環境づくり

(1) 健康を支える取り組み

一人ひとりが自分の健康を維持していける取り組みを充実させるとともに、年代に応じて様々な社会参加や生涯学習の機会を確保し、生きがいづくりを推進します。

【町の取り組み】

- ①医療体制の充実
- ②健康・介護予防とボランティア活動の推進
- ③生きがいづくりの推進
- ④健康づくりと自殺対策の推進

みんなの取り組み

- 日々元気に過ごすため、自分の健康は自分で守るという意識を持ちましょう。
- 不安や心配ごとがある時は一人で悩まず、誰かに相談するようにしましょう。

(2) 移動手段、交通手段の確保

高齢者や障害のある人などが円滑に利用できる公共交通機関の整備促進や、外出支援サービスの推進に努めます。

【町の取り組み】

- ①公共交通機関の整備
- ②移動手段の確保（外出支援サービスの推進）

みんなの取り組み

- 高齢者や障害のある人が電車やバスを利用されている時は、席を譲り、円滑に乗り降りができるようにサポートしてあげましょう。

(3) 誰もが利用できる環境づくり

支援が必要な人を特別扱いすることなく、ともに暮らすことができるような地域社会をつくるのが重要です。また、経済的に困窮している家庭や犯罪をした人の自立支援を関係機関と連携して行います。

【町の取り組み】

- ①気軽に利用できる安心・安全な公共施設の整備
- ②誰もが参加できる仕組みづくり
- ③生活困窮者に対する支援の充実

みんなの取り組み

- 杖や車いすを利用する人にとって移動の妨げになる違法駐車や駐輪はやめましょう。
- まずは気軽に、地域活動に参加してみましょう。

(4) 高齢者の社会参加

高齢社会が進行する中で、地域社会全体の活力を維持するために、豊かな経験・知識・技能を持つ高齢者が地域福祉の推進に参加できる環境づくりや育成支援を行います。

【町の取り組み】

- ①高齢者の社会参加

みんなの取り組み

- 高齢者は、自分の身体に無理のない範囲で、清掃活動や交流会に、参加してみましょう。

基本目標4 ふれあいの場所づくり

(1) 身近な公民館や社会資源などの利用

地域福祉活動の活性化や活動の効果的な展開を図るために、誰もが気軽に利用できる身近な場所での拠点の確保に努めます。

【町の取り組み】

- ①ふれあいの場所の確保
- ②未利用施設などの活用・利用施設への支援

みんなの取り組み

- 公民館や地域交流センターなどの既存施設の他にも、利用できそうな施設があれば、情報提供を行きましょう。

(2) 地域でつくる交流の場づくり

地域において子どもから高齢者まで、お互いが交流し地域でのつながりを育むために、身近で誰もが気軽に利用できる場づくりを推進します。

【町の取り組み】

- ①地域の手による拠点づくり
- ②子どもの居場所づくり
- ③世代間交流の場の確保

みんなの取り組み

- 隣近所同士での交流を図りましょう。
- 昔ながらの「向こう三軒両隣」の関係性を大切にしながら、新しい人間関係を築いていきましょう。

(3) サロン活動の充実

地域のサロン活動を充実させ、継続させていくために、魅力あるサロンづくりを行い、新たな担い手の確保や活動の育成・支援を行います。

【町の取り組み】

- ①サロン活動の充実
- ②高齢者や障害のある人のサロンなどの育成支援

みんなの取り組み

- サロンの活動内容を調べて、興味のある取り組みに参加してみましょう。また、サロンでの交流で、人とのつながりを広げていきましょう。

(4) 福祉ふれあいの場づくり

性別や年齢に捉われず、多様な人が気軽に交流できる場所など、誰もが利用できる交流の場の提供に努めます。

【町の取り組み】

- ①集い、憩い、学びの交流の場づくり
- ②学校や福祉施設での交流

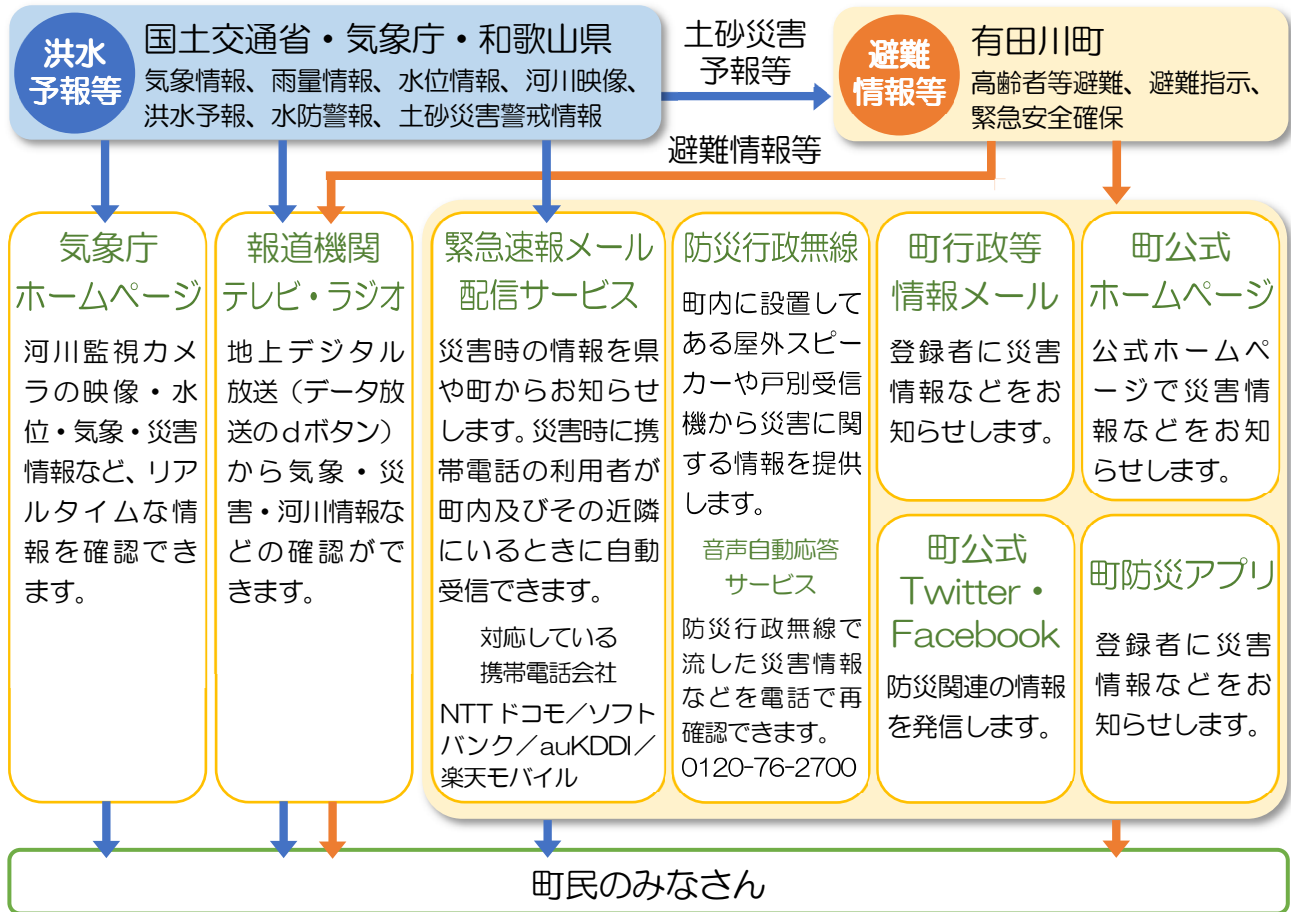
みんなの取り組み

- 保護者が積極的に子どもに呼びかけて、ボランティア講座や学習会への参加を促しましょう。

防災に関すること

■■■ 伝達情報 ■■■

洪水予報、土砂災害警戒情報、気象情報、避難情報は次のような経路で町民のみなさんに伝達されます。



■■■ 警戒レベル ■■■

避難情報や避難のタイミングを確認しましょう！

警戒レベル 5 緊急安全確保
命の危険が迫っています！直ちに命を守るために最善の行動をとりましょう。

〜〜警戒レベル4までに必ず避難！〜〜

警戒レベル 4 避難指示
極めて危険な状況です！すみやかに危険な場所から全員避難しましょう。

警戒レベル 3 高齢者等避難
警戒してください！避難に時間を要する人は危険な場所から避難しましょう。

警戒レベル 2 大雨・洪水注意報
気象状況が悪化しています！自らの避難行動を確認しましょう。

警戒レベル 1 早期注意情報
今後気象状況が悪化するおそれがあります！災害への心構えを高めましょう。

■■■ 備蓄品 ■■■

自宅にあるか、チェックしてみましょう！

	チェック欄	品目
食料品		レトルト食品（ごはん・おかゆなど）・アルファ化米
		インスタントラーメン・カップみそ汁
		飲料水（1人1日3リットルが目安）
避難用具		給水用ポリタンク（生活用水用に水をためておく）
		カセットコンロ
		ティッシュペーパー・ウェットティッシュ
生活用品		ラップフィルム
		紙皿・紙コップ・割り箸
		簡易トイレ
		水のいらぬシャンプー
		ビニール袋

地域福祉に関する主な相談先

*相談内容によりその他の相談先でも対応できることがあります。

相談内容	主な相談先	電話番号
高齢者やその家族に関すること	長寿支援課 地域包括支援センター (金屋庁舎)	0737-32-5102 0737-22-4502
	住民福祉室(清水行政局)	0737-25-1269
成年後見制度に関すること	権利擁護センターありだがわ (社会福祉協議会)	0737-23-8800
障害に関すること	やすらぎ福祉課(金屋庁舎)	0737-22-4501
	住民福祉室(清水行政局)	0737-22-7101
生活困窮に関すること	やすらぎ福祉課(金屋庁舎)	0737-22-4501
	住民福祉室(清水行政局)	0737-22-7101
子育てに関すること	子育て支援センター (こども総合センター)	0737-52-5474
人権に関すること	社会教育課(金屋庁舎)	0737-22-4513
虐待に関すること	障害者虐待 やすらぎ福祉課 障害者虐待防止センター(金屋庁舎)	0737-22-4501
		住民福祉室(清水行政局) 0737-22-7101
	高齢者虐待 長寿支援課 地域包括支援センター (金屋庁舎)	0737-32-5102 0737-22-4502
	住民福祉室(清水行政局)	0737-25-1269
児童虐待 健康推進課 家庭支援総合センター (金屋庁舎)	0737-32-9762 0737-22-4503	
防災に関すること	防災 総務課(吉備庁舎)	0737-22-3291
	避難行動 要支援者 [※] 登録	やすらぎ福祉課(金屋庁舎)
住民福祉室(清水行政局)		0737-22-7101
消費生活相談(悪徳商法)に関すること	商工観光課(金屋庁舎)	0737-22-4506

※大地震などの災害が起きたときに、自力で避難することが難しく、特に支援を必要とする人のこと。

今抱えている悩みごとの相談先が分からない…

そんな時は「家庭支援総合センター(健康推進課内)」に相談してみてください。
子育てやDV、発達、就労、ひきこもりなどの様々な悩みや困りごとの相談を受けています。

▶▶▶ 家庭支援総合センター ☎ 0737-32-9762 / 0737-22-4503



第3次有田川町地域福祉計画(概要版)

発行年月: 令和4年3月 編集・発行: 有田川町 福祉保健部 やすらぎ福祉課
〒643-0153 和歌山県有田郡有田川町中井原 136 番地2
TEL: 0737-22-4501 FAX: 0737-32-3575